

【資料 3】

「第 50 回全国育樹祭」基本計画作成等業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、「第 50 回全国育樹祭」基本計画作成等業務における企画提案競技の審査に関し、公正かつ適正に審査するために、評価項目、評価基準及び評価方法等について必要な事項を定めるものである。

2 所掌事務

審査会は、「第 50 回全国育樹祭」基本計画作成等業務委託に係る企画提案内容の審査及び最優秀提案者の選定に関する事項を所掌する。

3 組織及び運営

(1) 審査会は、次の者をもって構成する。

- ①秋田県農林水産部森林技監
- ②秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室長
- ③秋田県農林水産部森林環境保全課全国育樹祭推進室全国育樹祭推進チームリーダー
- ④公益財団法人秋田県緑化推進委員会専務理事

(2) 審査会に会長を置き、前項①の者をもって充てる。

(3) 審査会の事務局は、全国育樹祭推進室全国育樹祭推進チームに置く。

(4) 第 1 項による委員は、同項①の者が委嘱するものとし、委員の任期は契約相手方の決定の日までとする。

4 審査会

(1) 審査会の招集は会長が行う。

(2) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

なお、各審査員の指名により代理出席を認める。

(3) 審査会は非公開とする。

5 審査方法

(1) 審査は、企画提案競技参加者から提案された企画の内容をプレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査は「6 審査の評価方法」により行う。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けをする。全体の合計点数を比較した結果、合計点数が同一の場合は、総合評価などを勘案し、審査員の合議により委託候補者を決定する。

【資料 3】

6 審査の評価方法

(1) 審査項目

審査基準及び配点は別紙 1 のとおりとする。

(2) 採点

審査員は、下記の評価基準に基づき採点する。

なお、妥当と判断されるものについては、3 点以上で評価するものとする。

評価点	評価基準
5 点	非常に優れている。 又は、高いレベルの提案である。
4 点	優れている。 又は、やや高いレベルの提案である。
3 点	普通である。 又は、標準的な提案である。
2 点	やや劣っている。 又は、やや低いレベルの提案である。
1 点	劣っている。 又は、低いレベルの提案である。
0 点	根拠不明瞭。検討、記載なし。実現不可。適格でない。

(3) 合格ライン

各委員の評価点数の平均点が満点の 6 割以上であること。

(4) その他

契約上限額を超えた金額の見積額の提出があった場合は、失格とする。

【資料 3】

(別紙 1)

審査項目	審査基準	評価 点 a	係数 b	配点 a × b
実施体制	実施体制は妥当か	5	2	10
	業務スケジュールは計画的で無理の無いものであるか	5	2	10
提案内容	「育樹祭」の目的及び基本方針を理解し、分かりやすくよりよい基本計画書にするための提案及び作成が可能であるか	5	3	15
	秋田県の魅力を理解し、表現する力があるか	5	2	10
	式典会場レイアウト及びお手入れ会場イメージについて、図の作成能力があるか	5	3	15
	行事に関連して荒天時計画や式典・お手入れ会場の動線や配置等について県が検討する際に、検討を支援する力があるか	5	3	15
	基本計画を作成するために必要なデザイン力及び文章力があるか	5	2	10
	大会ロゴタイプのデザイン力があるか (文字列『秋田県』のデザイン案1つ)	5	2	10
費用対効果	各経費の積算価格は適正な見積もりのもとに算定され、妥当なものか	5	1	5
計				100
賃金水準の向上及び女性の活躍推進	賃金水準の向上の取組に関する加点措置（別紙2）			5
	女性の活躍推進の取組に関する加点措置（別紙2）			5
合計（満点：110点）				110

【資料 3】

(別紙 2)

○配点表 1 (賃金水準の向上)

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※ 1	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	—	0.5	

○配点表 2 (女性の活躍推進)

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員 100 人以下の企業	女活法 ※ 3	各	最大
		次世代法 ※ 3	0.25	0.5
えるぼしチャレンジ企業認定 ※ 2			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※ 3	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※ 3	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※ 3	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※ 4		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※ 4			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※ 4			
	男女共同参画社会づくり表彰			

注 1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注 2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注 3 複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大 5 点、合計 10 点）により配点を行うものとする。

注 4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を

【資料 3】

行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第 3 位を四捨五入）により配点を行う。

- ※ 1 所得税法第 226 条第 1 項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」の「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
- ※ 2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。
- ※ 3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）
- ※ 4 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性 活躍・両立支援企業表彰」として実施する。